

# かまくらささえあい福祉プラン ～第5次鎌倉市地域福祉活動計画～

計画期間:2019年度～2021年度(3か年)

## ダイジェスト版

ちいきかつどう  
地域活動や  
そしきょうんえい しえん  
組織運営の支援

なんでも相談  
たいせい そうせつ  
体制の創設

いぼしよ  
居場所や  
かつどうきよてん かくほ  
活動拠点の確保

きほんりねん  
基本理念  
みんながつながる、  
ささ あ たす あ  
支え合い、助け合うまち  
かまくら

じょうほうはっしん  
情報発信と  
じょうほうきょうゆう そくしん  
情報共有の促進

じんざいいくせい  
人材育成・  
かくほ  
確保

けんりようこ ちいき  
権利擁護と地域  
せいかつしえん じゅうじつ  
生活支援の充実

かまくらししゃかいふくしきょうぎかい ちいき せいかつ かだい じゅうみんしゆたい  
鎌倉市社会福祉協議会では、地域の生活課題などを住民主体で  
きょうゆうか ちいきじゅうみん ささ あ あんしん くら で き  
共有化し、地域住民が支え合いながら安心して暮らすことが出来る  
よう、ぐたいてき と く ちいきふくしかつどうけいかく さくてい  
よう、具体的な取り組みを地域福祉活動計画として策定しました。

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

# I

## なんでも相談体制そうだんたいせいの創設そうせつ

- ①なんでも相談窓口を設置します
- ②相談の解決策を検討するなんでも相談バックアップ委員会（仮称）を設置します



### 社協が取り組むこと

- ・なんでも相談窓口を設置し職員全員で面接・相談に対応していきます
- ・生活課題別のリストを作成するため、情報の収集を行います

### 地域や各団体で取り組むこと

- ・相談窓口の周知を行います
- ・困りごとを相談窓口につなげます
- ・困りごとを抱え込まず誰かに相談します

# II

## 地域活動ちいきかつどうや組織運営そしきうんえいの支援しえん

- ①専門職と地域住民が協働して地域アセスメントを全地区で実施して地域課題の把握を行います
- ②地域課題を地域資源とつなぐ仕組みを作ったりニーズに応じた新たな支援活動の開発を支援します



### 社協が取り組むこと

- ・職員（地区担当者、生活支援コーディネーター）が支援活動や当事者活動を伴走型で支えています
- ・住民活動や組織運営に関する相談にのり、地域活動を支えています

### 地域や各団体で取り組むこと

- ・地域アセスメント（地域診断）等を通じて、地域の課題や強みを把握し、課題解決の活動に取り組みます
- ・自分の地域に興味を持ち、地域活動に参加します

# III

## 居場所いばしょや活動拠点かつどうきょてんの確保かくほ

- ①既存の居場所・活動場所を整理し、また、新たな場の発掘に取り組みます
- ②地域福祉活動関係者・団体の活動拠点の確保・整備に取り組みます



### 社協が取り組むこと

- ・「寺社、福祉施設、企業等」の活用できるスペースを開拓しリストを作成します
- ・居場所・活動場所を整理し、「活動場所などを必要としている団体」と「提供者」とをマッチングする仕組みをつくります

### 地域や各団体で取り組むこと

- ・誰もが気軽に参加できる高齢者サロン・子育てサロンなど交流の場の開設・運営に取り組みより充実させます
- ・町内会館等の閉館後の活用を検討します
- ・居場所や活動拠点として、支援できる福祉施設を募り紹介します

## IV 情報発信と情報共有の促進

- ①社協の情報収集・発信力や内部の情報共有を強化します
- ②関係団体の情報発信を支援します



### 社協が取り組むこと

- ・ホームページ・広報紙・フェイスブックなどを活用し「市民にとって必要な情報」などを迅速に発信します
- ・職員、地域の福祉活動関係者などを対象とした「広報研修会」を行います

### 地域や各団体で取り組むこと

- ・地区社協情報紙の発行などを通じた、福祉情報の収集・発信に取り組みます
- ・地域福祉の情報・活動情報を市社協へ提供します
- ・地域でどのような活動が行われているかに興味を持ち、近隣住民にも伝えていきます

## V 権利擁護と地域生活支援の充実

- ①判断能力に課題のある方々の地域生活支援を強化します
- ②災害時の福祉避難体制（要配慮者の支援体制）を検討します
- ③生活困窮者支援・無身元保証人問題等に取り組みます



### 社協が取り組むこと

- ・「法人後見」を受任し実績を積みみます。併せて市民後見人養成研修を行います
- ・「施設職員」や「親族後見人の方々」に対する専門職による、専門相談を実施します

### 地域や各団体で取り組むこと

- ・各種制度を理解し、地域の方へ情報提供を行います
- ・日常的に近隣住民同士の連携を図ります

## VI 人材育成・確保

- ①企業等の地域貢献活動を応援します
- ②福祉教育を更に推進します
- ③活動参加者の発掘・養成を強化します



### 社協が取り組むこと

- ・企業等に「福祉教育プログラム」を提案し、地域・社会貢献活動の支援を行います
- ・「地域ニース」に合わせたボランティア養成講座などを行います

### 地域や各団体で取り組むこと

- ・地区社協・自治町内会・民生委員児童委員が連携して、後継人材の発掘・養成を目指します
- ・地域のお祭りなどの行事を通して、日頃から住民同士が繋がり合える様にします
- ・福祉講座、研修会を開催し参加します

# みんながつながる、支え合い、助け合うまち かまくらを目指して

## 【基本理念への思い】

この計画を策定するにあたり、市内各地区での懇談会をはじめ、各種団体、活動者、企業など様々な方々から鎌倉市の地域福祉に課題や要望をお聞かせいただきました。それらを整理していく中で、サービスの新設による具体的な生活問題への対応や権利擁護の仕組みづくりの必要性もさることながら、当事者活動や支援活動をしている地域・グループ・組織・団体等の「情報が無い」「情報が効果的に発信できない」「場所（拠点・活動場所両方）が無い」「人が確保できない・育たない」「お金が無い」「活動や運営に関する相談相手がいない」「役割期待ばかりされて支援がない」といった課題も浮き彫りにされました。

これらの声を踏まえ、本計画では、前期計画の基本的な枠組み（「相談体制及び権利擁護体制の確立」「情報収集と提供」「関係機関との連携強化」「交流の促進」「人材育成」の5本柱）を継承・発展させ、地域・グループ・団体・企業等の「思いや活動をつなげる・ニーズと支援をつなげる」「支援活動や当事者活動を支える」ことに重点をおいた6本柱で取り組む計画とすることにしました。もともと、市民意識が高く市民活動も活発な鎌倉市であるにもかかわらず、それらのパワーを受け止めたり、繋いだり、促進したりする「応援する体制」が不十分であると感じたからです。資源と情報をつないだり、情報発信を手伝ったり、組織運営を支えたりすることで、市民の多様な生活ニーズに応える「支え合いの活動を応援する」ことを目指し、ひいては、子どもから高齢者まで市民誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくりを実現したいと考えます。



社会福祉協議会（略称して「社協」といいます。）は、「地域福祉の推進を図る団体」として社会福祉法第109条に規定され各都道府県・各市町村に設置された民間組織（社会福祉法人団体）であり、行政組織ではなく、地域の皆さんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、市内の地域福祉推進のための諸活動を実行する民間の社会福祉団体です。

鎌倉市社協は、1952（昭和27）年に任意団体として設立、1975（昭和50）年に「社会福祉法人」としての法人格を取得して現在に至っています。

## かまくらささえあい福祉プラン ～第5次鎌倉市地域福祉活動計画～（ダイジェスト版）

2019（平成31）年3月

発行：社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

〒248-0012 鎌倉市御成町20-21

TEL：0467-23-1075 FAX：0467-22-2213

HP：<https://www.kamakura-shakyo.jp>

